

第3回世田谷区環境審議会

日時：令和4年7月21日（木）
午前10時～

会場：オンライン開催及び
二子玉川分庁舎大会議室

午前10時開会

○環境政策部長 皆様、大変お待たせいたしました。環境政策部長の〇〇でございます。定刻になりましたので、事務局より御案内申し上げます。

これより令和4年第3回環境審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席をいただき御礼申し上げます。令和4年第3回の環境審議会ということで、引き続き新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている大変な中ではございますが、よろしくお願い申し上げます。当環境審議会においては、引き続き感染予防対策に万全を期すため、Z o o mを併用したハイブリッドでの開催とさせていただいております。何とぞ御協力をお願いいたします。

Z o o mでの会議進行について、今回も委員の皆様事前に御案内をさせていただきます。まず1点目、御自身の発言時以外はミュートに設定していただきますようお願いいたします。2点目、発言する際は、手をカメラから見えるように挙げていただくか、手を挙げる挙手ボタンを表示し、司会から指名された後にミュートを解除して発言してください。なお、Z o o mにはチャット機能がありますが、会議の運営上、チャットでの発言内容は議事録には記録いたしません。加えて、二子玉川分庁舎大会議室では大型モニターに画像を映しておりますが、細かい文字は判読が困難ですので、御配慮をお願いいたします。3点目、発言する際は、最初に御自分の名前をおっしゃってください。4点目、通信上のトラブル等がございましたら、さきに御案内しました事務局の携帯電話に御連絡ください。5点目、録音や録画、スクリーンショットなどは御遠慮ください。6点目、通信状況により一部の音声聞き取りづらくなる場合がございます。ヘッドフォン等を御使用いただくと比較的聞き取りやすくなるようですので、お持ちであれば機器の接続をお願いいたします。

本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員から、あらかじめ御欠席の御連絡をいただいております。

また、現時点で、審議会委員14名のうち11名の御出席により、審議会の定足数の過半数は満たしておりますことを御報告させていただきます。また、〇〇委員は11時前までの御参加の予定となっております。そのほか、前回に引き続き、専門委員として〇〇先生に御参加いただいております。

なお、〇〇会長、〇〇委員、〇〇委員の3名と、副区長、事務局を務めます環境政策部は二子玉川分庁舎大会議室より参加し、ほかの委員はオンラインでの参加となっております。

す。

それでは、傍聴について御報告いたします。本日は20名の方がオンラインで、1名の方が会議室で、合計21名の方が傍聴されています。なお、世田谷区環境審議会の会議の公開に関する取扱要綱では、傍聴人数を10名以内と定めておりますが、オンライン傍聴希望者が20名となっており、会場運営等に影響はないと考えられることから、全員について傍聴者として決定いたしました。

本審議会は、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱、世田谷区環境審議会の会議の公開に関する取扱要綱により、次の場合を除き原則公開となっております。①取り扱う情報が世田谷区情報公開条例第7条に該当するとき、②公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。今後も、審議会開催の都度、審議会の開催及び傍聴について世田谷区のホームページや区の広報紙で周知、案内をまいりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、事務局より配付資料の確認をいたします。

○環境計画課長 皆様、おはようございます。環境計画課長の〇〇でございます。

私のほうから資料の確認をさせていただきます。まず、お手持ちの一番上に次第がございます。1枚下に委員名簿がございます。続いて、審議資料1として、まず次第がございまして、審議資料1-1から1-8まで、また、それに引き続いて参考資料1から6までございます。次に、環境配慮制度における評価算定書の改定についてということで、審議資料2として、まず次第がございまして、諮問文がございまして、審議資料として2-1から2-3、参考資料として2-1から2-4がございまして、続いて、開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況についてということで報告資料1と銘打ったものでございます。最後に、令和3年度世田谷区みどりの資源調査結果の概要についてということで、報告資料2となっております。

○環境政策部長 足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、開会に先立ちまして、副区長から御挨拶を申し上げます。〇〇副区長、お願いいたします。

○副区長 おはようございます。副区長の〇〇でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

地球温暖化対策地域推進計画、御審議いただくのもだんだん大詰めを迎えてございます。世田谷区では6月に区議会第2回定例会がございまして、その中でも様々御議論をい

ただいたところでは、気候危機対策そのものについての御質問や、またウォークアブルな街づくり、またプラスチックごみの回収方法の見直しなど御質問をいただきました。共通した課題としては、やはり区民の皆様にごやうってこの環境問題、地球温暖化対策計画についてお伝えして、行動変容を促していくのかといった共通な課題認識があったものと考えてございます。

東京都では、太陽光パネルの設置の義務化などを報じられておりますけれども、世田谷区もこれから予算の時期を迎えますが、この計画に基づいた具体的な取組、来年度から何をやうっていくのかということも検討していかなければならないと考えてございます。ぜひこれからも御指導いただければと思っております。

また、本日は、環境配慮制度における評価算定書の改定についても御審議をいただきたく、新たに諮問させていただいております。昨年度は東京都の環境計画書制度改正の動きがあることで見送っておりましたが、このたび都の条例改正の動きが確認でき、区としても都の動きと並行して、項目等の再編に着手いたしましたので、御意見を承りたいと考えてございます。

進行の都合上、審議時間が限られておりますが、大変恐縮でございますが、多くの御意見をいただければと思っております。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○環境政策部長 それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、今日もよろしくお願ひいたします。これから議事を始めたいと思ひますが、その前に一言ですが、議事録の署名者ということで、私はいつもしますが、今回は〇〇委員をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。具体的には後日連絡がありますので、その際に確認をいただいて、署名をいただくということになります。よろしくお願ひいたします。

それでは議事ということにしたいと思ひます。先ほど副区長さんからもお話がありましたが、審議事項2つと報告事項2つとなっております。大変重いことが多いので、早速入りたいたと思ひます。

まずは、地球温暖化対策地域推進計画の見直しということで、これに時間配分的には75分ぐらい使いたいたと思っております。環境配慮制度の改定については新しい審議事項であります、温暖化対策の中としてとても重要なことあります。その部分について、やはり30分ぐらい時間を頂戴したいということで、12時までという限られた時間ですが、やっ

ていきたいと思いをします。

それでは、なるべく手短にお願いしたいと思いをしますが、最初の審議事項、世田谷区の地球温暖化対策地域推進計画の見直しということについて、今日もたくさん資料を御用意いただきましたが、御説明をいただき、それから審議をしたいと思いをします。しばらく説明を聞いていただきたいと思いをします。〇〇課長からですか、よろしくおいをします。

〇環境計画課長 それでは、こちらから通して審議資料1-1から1-8まで続けて御説明します。少々お時間をいただきますので、よろしくおいをいたします。

まず審議資料1-1を御覧ください。まず本日のテーマと、本日重点的に御審議いただきたい項目について御説明いたします。

本日のテーマは、下から、今回と書いてあるところですね、計画素案についての御審議をお願いいたします。

本日の御審議の後、計画案を11月の審議会で御審議いただいて、12月に答申をいただく予定でございます。

裏面については、本日記載の項目について重点的に御審議いただければと思いをします。

まず1点目です。めざす将来像について、1月の当審議会において御議論いただき、ページ数を振っておりますが、38ページですが、現在のようになっております。

次に、計画目標です。前回の審議会において御議論いただいた後、区の気候危機対策会議などで検討しまして、国等が行う施策や区が独自に上乘せする施策を積み上げる形で数値目標を検討してまいりました。

最後に、将来的に取り組む項目について4点取り上げてみました。①M a a S、②気候市民会議、③脱炭素先行地域、④エコディストリクトという項目となっております。

先進的な取組に投資することで、それをきっかけに区全体の対策を促進できればと考えております。詳細については後ほど、この後の資料の中で御説明しますので、よろしくおいをいたします。

資料1-1については以上でございます。

続いて審議資料1-2に移ります。

〇環境・エネルギー施策推進課長 審議資料1-2、住宅・建築物の脱炭素化の推進について、環境・エネルギー施策推進課長の〇〇より御説明します。資料は38ページございまして、大きく分けて3つ、国の動向、都の動向、区の対応と課題がございまして、

まず、国の動向は24ページまで、国の資料を抜粋してございまして、国では「2050年カー

ボンニュートラル」を目指すと宣言し、3つの柱を掲げております。

1つ目の柱が建築物の省エネの一層の向上になります。建築物省エネ法が本年6月、国会で可決成立、原則全ての新築建築物に省エネ基準への適合が義務づけられることとなっております。

また、この3月、Z E Hの基準より厳しい等級が2種類追加されております。

既存建築ストックの省エネ化では、全国で5000万戸のうち現行基準に適合している住宅は、令和元年度現在で13%、無断熱の住宅は約29%と推計されておりました、16ページに国の事業を載せましたが、省エネ改修については補助、税制、住宅金融支援機構融資を総動員して促進するとしておりました、今年度から住宅省エネ改修推進事業なども始まっております。

続いて19ページまでは再エネの利用促進についてです。太陽光パネルの設置ですが、新築は横ばい、既存住宅は下げ止まりの傾向と。地方公共団体の促進策では、条例による再エネ導入の設置、あるいは建築主等への検討、説明の義務づけのほか、補助等の支援などもあります。

続きまして、2つ目の柱、木材の利用促進についてですが、昨年、法律が改正されて、公共だけでなく民間の建築物を含め利用促進を図ることとしております。国は基準の合理化等を検討し、所要の制度的措置を講ずるとしております。

次に3つ目の柱、既存建築ストックの長寿命化についてです。長寿命化には、防火・避難規定をはじめ様々な基準への適合と経済合理性との調和を図る観点が必要で、国も既存の遡及適用の合理化などを図るとしております。

24ページに国のロードマップがございます。2025年の義務化に加え、2030年には新築はZ E H基準、中規模、大規模の建築物はZ E Bレベルの基準で建てるのが標準となる見込みで、2050年には住宅・建築物のストックで平均してZ E H・Z E Bレベルの省エネ性能の確保を目指すとしております。

次に、都の動向ですが、34ページまでになります。都では2000年比50%削減を目指す「2030年カーボンハーフ」を表明しておりました、昨年度より環境基本計画と環境確保条例の在り方を検討しております。

33ページですが、都では、先ほど副区長も触れましたが、太陽光発電設備の設置を義務づけるとしておりました、対象は大手ハウスメーカー、大手ディベロッパーなど年間2万平米以上の住宅を供給する事業者とする方向で聞いております。

34ページ、5月の都環境審議会の資料ですが、主に2000平米以上の新築建築物に関しては環境計画書制度を強化・拡充すること、また2000平米未満の一定の新築建築物を供給する事業者を対象に新制度を設けるとしております。

最後、区の対応と課題、36ページからです。環境配慮制度ですが、区では既に大規模建築物等に対する評価公表の制度を設け、取組を進めております。現在、都の制度と照らし、この動向を踏まえつつ、内容の改定を検討しております。本日この後、議題で皆様に御審議いただきます。

環境配慮型住宅リノベーションは御覧のとおりで、国の交付金の活用とすみ分けを検討いたします。

最後、38ページ、地方自治体としてできる条例等の仕組みは大きく3つございます。1)と2)については、現在、都の動きを注視し、区としての仕組みを検討する必要があると考えております。

3)についてですが、建築物省エネ法に基づき条例を定め、国の基準より強化した基準を設定できることとなっております。今後、庁内において国、都の情報共有と、条例等の必要性や数値基準についての検討を行っていきたいと考えております。説明は以上です。

○環境計画課長 続いて○○課長、審議資料1-3をお願いいたします。

○公共施設マネジメント課長 では、審議資料1-3を御覧ください。【公共施設の長寿命化について】でございます。先ほど来ありますように、既存の建物をCO₂の削減でどう生かしていくのかということもございまして、世田谷区での公共施設の長寿命化に対する考え方を整理しております。審議資料1-3では文章で書いておりますが、まず1番目に施設の構造躯体の健全化、建物の構造躯体が健全であるかどうか、まず判断の第1の基準になります。

その2つ目としては、施設の活用期間による評価です。あと何年活用するのか、今後30年程度活用が見込まれるのかなど、そういった活用の期間についても、その長寿命化をするかどうかの判断の一つとして考えております。

その他の留意すべき評価の項目としては、先ほどの御説明にもありましたように、今、基準法の既存不適格への対応もありまして、現行の法規に適合することが可能かどうか、工事費が新築の7割から8割程度に抑えることができるのか、あとはCO₂の削減という面で、解体工事を回避して、将来的にもCO₂の削減になるのかみたいなことを一つの指標として考えさせていただいております。

では、数字の指標としてどうなのかが審議資料1-3の別紙1で次のページにつけております。この中で、まず真ん中辺に中性化深度と記載しておりますが、鉄筋コンクリートは、コンクリートと鉄筋が一体化してその建物の機能を維持することになっておりますので、そもそもコンクリートはアルカリ性ですが、中性化が進んでしまっている状態になりますと、その鉄筋がいずれさびてしまって、コンクリートと剥離するようなことが起きますので、まずは、そのかぶり厚が3センチ以上あるかどうか、中性化が進んでいないかどうかを判断いたします。

それと、コンクリートそのものの強度が、一番右に書いてありますように13.5ニュートンを確保できているかどうかのようなことを判断の一つの目安としているというものでございます。

13.5という数字については、下に米印でいろいろ書いてございますが、防災協会の既存のコンクリートで、耐震診断の基準として13.5以上あるのかとか、文部科学省が長寿命化を図る場合について、13.5ニュートン以上を一つの目安としているので、それを私どもも利用しているというものでございます。

これらの言葉を簡単に説明した次の資料、審議資料1-3の別紙2を御覧ください。長寿命化の対応フローとして書いております。まずは建物が築40年以上の施設が、私どもの今、検討の対象になるものでございます。長寿命化自体の工事は、今の耐震、コンクリートの強度21ニュートンですと65年までもつと言われておりますので、65年の時点で対応することになりますが、築40年の段階で、まずその1番目、施設の構造躯体等の健全化で、建物の構造が健全かどうかを判断いたします。これでもう構造体がもたないということであれば、NOということで、長寿命化の判断はしないということになります。

建物の構造が健全で保たれているという判断があれば、その下、以下の内容を総合的に判断するというところで、ひび割れとか、建物の不同沈下とか、あとは先ほどの、これが何年活用し得るのか、その他、基準法等の法に適合できるのか、コストはどうかも踏まえて、総合的に長寿命化をするかしないかのようなことを判断しています。

実際に長寿命化をして、建物を解体しないことによるCO₂の削減は一つの目安としてあるのですが、いずれ解体して建物を建て替えるということであれば、そのCO₂の削減が先送りされただけという考え方も一つありますので、そういうことも総合的に判断して、長寿命化をするのか、改築をして例えば100年間もつコンクリートの建物にするのかのようなことを判断していくようになります。

なかなか30年後、建築の技術がどうなっているかが見越せない中でのことになります。現状での世田谷区の施設営繕担当部での長寿命化の判断は以上になります。

御説明は以上です。

○環境計画課長 続いて、脱炭素先行地域の検討について御説明いたします。恐れ入りますが、審議資料1-4と審議資料1-8、計画素案の66ページをお開けください。

国は2050年脱炭素社会の実現に向けて100か所の脱炭素先行地域という地域特性に応じた先行的な取組について、今、募集を開始しております。世田谷区も、これに向け検討することといたしました。本日は応募要件の概要を説明し、委員の皆様からも御意見、御提案を頂戴できればと考えております。

まず、脱炭素先行地域とは、地域やエリアを決めて、2050年のカーボンニュートラルに向けて、民生部門などの電力消費に伴うCO₂の実質ゼロを実現させることを目標とする取組でございます。地域やエリアについては1ページ目の〈想定される類型例〉の記載のとおりで、様々な切り口がございます。

2ページに移りますが、ちなみに脱炭素先行地域に選定されますと、交付金の申請もできるようになっております。

現在、前のページの類型例ごとに、世田谷区に当てはめるとどのように考えられるか、今後、検討体制を設置して、今現在は令和5年度中に応募できるように検討したいと考えております。

応募するメリットとしては、先ほども少し触れましたが、先進的な取組に投資することで、それをきっかけに区全体の対策を促進したいと考えております。

続いて、審議資料1-8、計画素案について、4月の当審議会でお示した計画素案のたたき台から変更した点について御説明します。

審議資料1-6をお手元に置きながら、審議資料1-8の計画素案のページを見比べながら御確認ください。

まず12ページ、13ページ、ここらは、建築物の現在の動向について4月の審議会でお示した計画素案から、内容を少し追記しております。

15ページと18ページについては、先ほど副区長のお話もございましたが、第2回区議会定例会での御議論を踏まえて、MaaSについての記載とコラムを新たに記載いたしました。ちなみにMaaSとは、ICTを活用した交通利用サービスで、公共交通の利用や自転車利用の促進につながり、温暖化対策の一助となるものと考えております。

続いて36ページを御覧ください。こちらでも区議会での御議論を踏まえて、気候市民会議についてコラムを新たに記載しました。川崎市の一例でお話ししますと、環境意識の高い団体が中心となって、無作為抽出等で選出された、こちらで言うと世田谷区民とともに、脱炭素社会に向けての会議を行って、行政側に政策提案などを行う仕組みでございます。

39ページを御覧ください。まず、長期目標を、4月の計画素案（たたき台）では「二酸化炭素排出量を実質ゼロ」と記載していましたが、こちらには今回「温室効果ガス排出量を実質ゼロ」に変更して、さらなる挑戦として、2045年までに実質ゼロを目指すことを記載いたしました。

続いて41ページを御覧ください。図にございます温室効果ガス排出量の削減目標の想定とされる国等の対策効果の内訳を新たに記載して、中期目標として56.3%を削減として、さらなる挑戦として60%を削減することを記載いたしました。

42ページを御覧ください。中期目標の温室効果ガス排出量の部門別削減目標の記載とグラフの追加をいたしました。

続いて43ページを御覧ください。二酸化炭素排出量は61.8%の削減、エネルギー消費量は39.3%削減する目標値を記載いたしました。

続いて44ページです。個別削減目標に目標値を記載いたしました。

続いて45ページです。コラムの内容を、家庭でのCO₂排出・エネルギー消費削減に向けた取組に更新いたしました。

49ページを御覧ください。こちらが「施策の体系」となっておりまして、CO₂削減量のうち、（区が独自に追加し実施する対策）分の削減量を右側に記載いたしました。

56ページ以降は、49ページの「施策の体系」のCO₂削減量の区の対策に該当する施策に、ちょっと分かりづらいかも知れませんが、星印を追記してございます。

先ほども御説明しましたが、66ページを御覧ください。こちらでも区議会での御議論を踏まえて、「脱炭素先行地域」についてのコラムを新たに記載いたしました。こちらの絵のように、かなり広範囲に検討することができまして、どこの部分をどのようにチョイスしていくかは今後の議論になると思います。

最後に67ページを御覧ください。当審議会の〇〇委員から出た御提案で、「エコディストリクト」についてのコラムを新たに記載してございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 説明ありがとうございました。それでは早速審議に入りたいと思います。

冒頭、今日特に重点的に審議していただきたい事項があります。一つは将来の姿、これは定性的にといいますか、文章で書いてあります。それから個々の、これは数量的ですが、長期の目標、それから中期の目標、2030年の目標について、こんな具合でよいだろうかという議論が一つあります。

それから、せっかく計画ですが、長時間かけてみんなでやっていかないといけない、そういう中身ですね。目標をつくることもすごく大事ですが、それをどうやって実現するかという取組、これは大変長い計画ですので、第一歩の取組でしょうね、どの辺から始めたらいいのかということだと思いますが、この取組の内容について御審議いただきたいということでございます。

まずは、11時15分ぐらいまでいただいてよろしいでしょうか。30分、45分ぐらい残されておりますから、大変ありがたいことだと思いますが、まずは今せっかく御説明あったことについて、質問がある方がいらっしゃったら、お願いできますでしょうか。それから後で御意見を聞く会にしたいと思っておりますので、まずは事実関係で、ここが分からないとか補足を求めたい人はいらっしゃいますか。手挙げ機能とか、適宜手を振るとかしていただけますでしょうか。

○委員 いろいろと住宅・建築物の脱炭素化の推進について〇〇課長から説明いただきましたが、国、東京都、世田谷区とあるのですが、世田谷区の中で「既存の住まいの省エネルギー化の推進」がありまして、いろいろ外壁とか窓とか太陽光発電システムとかあるのですが、少しずれた質問かもしれないのですが、これはあくまでも脱炭素化の推進のためにこういうことをしていきましょうということなのですが、実は世田谷区にも木密と言ったらよいのでしょうか、太子堂1丁目から4丁目のあたり、消防車も入れないところがいっぱいあるわけですが、そういう災害がこの30年で70%来るかもしれないという中で、そういう建物に対してどちらを優先するのか、災害対策を優先して、その後に脱炭素なのか、木密の建物にソーラーパネルをつけなさいと言っても、ちょっとおかしな話だと思うのですね。

ですから区の位置づけとして、特に杉並区とか中野区は木密がもっと多いと思うのですが、そういう木密、災害対策と脱炭素の位置づけが、どちらが上にあるのかを、ちょっと素人的に聞きたかったもので、その辺のイメージを教えてくださいたいと思います。

○会長 では、〇〇さんの所管だけでは答えられない難しい問題ですが、場合によっては副区長さんも登場ということですが、まずは、では、〇〇課長から。

○環境・エネルギー施策推進課長 世田谷区で課題となっていること、地域の木密の問題、それから環境に取り組まなければいけないことの優先順位という御質問ですが、やはり優先ということはなかなか難しいかと思えます。

ただ、災害対策は区の取組の中でも基本構想、それから基本計画の中で重要な位置づけを持っております。基本構想で言いますと、災害に強く復元力のあるまちをつくるということが一つ挙げられております。それと並行して環境に配慮したまちをつくるというのもございますので、両方進めていかなければならないというところではあります。

ただ、住宅の施策で申し上げますと、そういうところで、ちょっと区としても難しいところではあるのですが、基本構想でも順番としては「災害に強く」を先に出してございまして、命を守るというところでは、災害のところは非常に重要なのではないかと考えます。

また、環境に関しても、災害を引き起こすような気候危機対策というところもありますので、そこは連動して、やはり一緒に進めていきたいところかなというところではあります。

すみません、あまり答えにはなっていないかもしれないのですが、以上です。

○副区長 今御指摘いただいたとおり、まず木密地域について重点的に、世田谷街づくりは相当長い期間、修復型ということで、建て替えに伴って道路を広げて、耐震基準に合せて、かつ準防火構造の住宅に建て替えてもらうということで、もう30年ぐらいの取組が続いてございまして、特に太子堂2・3丁目は不燃化領域率が70%を超えるということで、燃え広がらないレベルまで来ているのかなと思っております。

そういう意味では、先ほど基本計画のお話がありましたが、まず生命と財産を守るという意味では、木密地域の耐震化、不燃化が世田谷区が一番の取組でしたが、ただ、お話としては、矛盾する話ではないと思っております。耐震化、不燃化に取り組むとともに、建物の更新と併せてCO₂削減に寄与する取組をしていただくということで、地球温暖化対策計画で、こういう形で見直すということは近年の取組ですが、それと同じ都市整備領域ですので、連携して取り組んでいきたいと思っております。

○会長 質問と言うより、ほとんど意見だったように私はお見受けしましたが、断熱の強化とかいうことについては、やはり建て替えをしないとできないものもございまして、併せてよくなるということを追求することはすごく大事なことだと思います。むしろそういうものを計画の中に書くべきではないかというような御意見ではなかったかとちょっと思ったりもするのですが、では質問は以上でおしまいにして、今御意見すれすれのお話もありましたから、御意見パートに行きたいと思っております。

提案ですが、せっかく区から大きく分けて3つの御審議いただきたい事項がありますが、1番と2番は似たような話、目標に関する事なので、まずせっかくなので、この目標について御意見があれば、ぜひ言っていただきたいと思います。

一つは世田谷区のめざす将来像、お手元の一番厚い審議資料1-8で言うと38ページに文章として書いてあります。「～小さなエネルギーとまちのみどりで豊かに暮らす～ 脱炭素につながるまち せたがや」というのはどうか。

そして、総量削減目標と長期目標が39ページ、それから中期の目標が41ページから43ページまで。ごめんなさい、あと44ページも個別目標が書いてあります。

何か人ごとの目標だといけないと思うのですが、今回1人頭というような目標も出てきたりして、従前よりは大分分かりやすくなってきているとは思いますが、これについて御意見をお願いいたします。

それでは早速、〇〇先生、お願いします。

○委員 今、一番厚い資料の41ページ、43ページとかを見ているのですが、目標は基本的にですが、このパーセンテージの提示を積み上げ型のものとして今書かれているという認識であります。何というのかな、ぜひもう少し大ざっぱなものにしておかないと、できる範囲の中でやりましたという設定になってしまわざるを得ないのかなと。つまり、目標というのは、なし崩しにならないようにしつつ、容易に達成されるべきではないと思っていますので、もう少しパーセンテージの数値は概算としての提示の仕方のほうがよいかなと思っています。私の意見です。以上です。

○会長 積み上がっているように見えるので、確かにできる目標を書いているのではないかという御批判もあるかと思います。私は個人的には「これは本当にこんなにできるの？」という相場観なので、本当は積み上がっていないのではないか、ここに書いてある「国等の対策効果」にかなり怪しいところがあるというか、世田谷区が一生懸命努力しても、そこに吸い込まれてしまうところもあるのかなとちょっと危惧をしています。

ただ、これはずっとあるのですが、バックキャストで行っているのか、それとも積み上げのフォーキャストで行っているのかはずっと哲学的には御関心のあるところなので、何かお考えがあれば、ちょっと事務局から返事をお願いします。

○環境計画課長 この数値目標ですが、前回の審議会の資料になってしまうのですが、そのときに国の対策分の積み上げと、そのときはまだ施策集という形で表示していて、その施策集の中からどの程度までやっていけるかで数字を記載したのです。その後、気候危

機対策会議等で、要するに、今、〇〇委員がおっしゃったような形で、まあ、まあ、できることだけという形ではなくて、もうちょっと高望みですか、前回の審議会でも、ちょっとこれはハードルが高いのではないかというお話もあったことは事実です。

ですから、これが、要するに今後2030年に向けて、できることだけやるのではなくて、前回の審議会でもお話いただきましたが、今できること、そして前倒しで今既にやっていることもございます。そして、併せて2030年に向けて、今回この計画が来年の4月に、この12月に答申をいただく予定ですが、そこで全てをやるということではなくて、その後も、来年度以降も新たな施策を積み上げていくというのですかね、つくっていきながら、走りながら、どんどん目標を達成していくのだと。

そして、少なくとも区民の方、事業者の方の協力なくしては、絶対にこれは達成できない目標になっておりますので、それを踏まえて一人一人ができること、皆さんと一緒に取り組んでいけるという形の目標にしてございます。ですから、56.3%は全部できてしまうのではないかという御認識ではないのですね、実際はかなりハードルは高い。

ただ、その中でも、できる予想がないから低い目標に設定するのではなくて、今後取り組んでいこうという気構えも含めて、少し高めに設定させていただいている、それを踏まえて、なお、さらに高く、志は高くしていきましょうという区の姿勢でございます。

○会長 御説明はそういうことですが、ちょっと私から質問ですが、43ページの二酸化炭素排出量目標の61.8%、これは、すみません、全体の目標の56.3%のほうに対応しているのか、60%削減の調整目標に対応しているのか、どちらですか。あと、エネルギー消費量も同じですが……。

○環境計画課長 こちらが56.3%に対応しているものでございます。

○会長 では、その下も、エネルギー消費量もそうですね。

この文章は、そのような整理で書いているということですが、計画としてそれをどう表現すべきかにはいろいろ御意見があると思いますが、〇〇先生以外、ほかにも御意見はございませんでしょうか。

○委員 非常にきれいにまとめていらっしゃるなと拝見しておりました。一つ、私も忘れていたところもあるかと思うのですが、目標の中に、さらなる挑戦というのがあって、この位置づけは非常に頼もしいことかと思うのですが、趣旨がいま一つその資料から読み取りにくいので、少し説明いただけるとありがたいのですが、2段階の目標になっている、その趣旨というか姿勢、意図のようなものを伺えますとありがたいです。

○会長 先ほどの御説明とダブるところがあるかと思いますが、2段階の目標になっていること、調整目標と、そうでない目標、しかし、その積み上げ目標も結構、かなり厳しく、爪先立ちで積み上げたようなものだと思うのですが、その目標をわざわざ2段階に設けている趣旨を御質問になっているのだと思います。

○環境計画課長 まずは、例えば今56.3と表記したものは一応、先ほど会長からかなり御説明していただきましたが、積み上げてやってきたもので、趣旨として、これから先まだ長いものですから、まず積み上げた目標としては56.3を掲載して、さらなる、もっと高く目指そうよということで60というのを2段階にして記載しております。

どちらにしても、先ほども申し上げましたが、今回計画をつくって終わりではなくて、次年度以降、2030年に向けて、新たな施策も引き続き、その後8年間つくって行って、積み上げていながら、どんどん更新していくというようなイメージで考えている趣旨で、さらなる高みを目指すということで2段階にしてございます。

○会長 趣旨はそういうことですが、それを踏まえて何か御意見はございますか。

○委員 もう少し読み取りやすいような形になるとよいのかなと思いました。

○会長 今御発言があったのは、もう少し読み取りやすい表現にできないかなという御意見でした。

○環境計画課長 分かりました、少し考えてみます。

○会長 私、役人経験が長いので、ちょっと気になるのですが、2つ、2階建てだと、どちらに責任を持つのかと。挑戦課題のほうは薄い責任で、積み上げも、私はかなり頑張っで積み上げていらっしゃると思いますが、これは必達目標と言いますか、必ずやるつもりで頑張るということなのかと思うのですが、その辺の趣旨が分かるように書いたほうがよいという御意見かなと思います。

その目で見ますと、長期目標のところも、2050年の目標を書いてあって、さらなる挑戦として、今度2045年と書いてあるので、ちょっとそのさらなる挑戦というのは実質ゼロではなくて、それがマイナスになるとか、そういう感じだったら文章、日本語としては分かるのですが、さらなる挑戦は前倒しを言っているの、何かそれも分かるように表現を書かないと、ちょっと混乱するかなとは思いました。

ほかの御意見もあると思いますので、ぜひ、せっかく貴重な機会ですので、どんどん御発言をお願いします。

○○専門委員、お願いします。

○委員 まず、国における2030年、46%というのが一体何なのかということをして正直に申し上げると、これまでは結構積み上げというのをやってきたのですが、今回の46%については、積み上げと言うよりは「目指す目標」という性格がかなり強いものです。

それを踏まえて考えたときに、この世田谷区のこれを拝見しますと、43ページに再生可能エネルギーの導入に関する目標とある。この区民の割合50%、一人一人の行動に刺さっていくという意味で、非常に分かりやすいものだと思います。

やはり区民の方に分かりやすいということはとても大事だと思うので、この2段階、例えば41ページですと56.3と60%とありますが、その差もそんなに大きくないし、「.3%」と言うと、いかにも積み上げっぽくなるので、やはり目標としての性格を強く出すのであれば、一本化して、かつ数字も少し丸い、野心的と申しませうか、例えば60%削減に統一するとかしたほうがよいのではないかと思います。

正直言うと、2段階にすると区民の方に分かりにくいのではないかなというのが正直な気持ちです。

○会長 前回も私が〇〇専門委員に、本当に国のほうではどのぐらいこれができると思っているのか実情を伺ったところですが、目標の性格はそういうものだと。それに寄りかかっていますので、むしろそういう積み上げに見えるということは、かえってリスクではないかなという御注意もあったかと思えます。

ほかの御意見はありますか。

○委員 国の仕事も、私は目標の値そのものをとやかく言うつもりはないのですが、この目標の目線が、国と同じく、ガス排出量や再生可能エネルギーということで、区民ベースで考えると、プロセス目標というか、これをやるための、例えば区民の認知度を何%にしますというような区民目線の目標、あるいはそのための区としての働きとしての目標というか、どう周知して巻き込んでいくかということは冒頭に御挨拶があったとおりなのだと思うのです。

それを、いわゆる認知度や実行率を上げるための目標は⑤として、例えば先ほどの、何かダイレクトな、海外ではそういうダイレクトもあるということで、区民として何かやる、あるいは働き側での目標みたいなものは、なかなか難しいのですかね、広報の徹底で何%の周知度にするとかというものがあってもいいのかなという感じはいたしました。

○会長 とてもよい意見だと思います。この計画をやっていく上でのキー・パフォーマンス・インジケータみたいなものをつくって、それをやはり個別の目標といいますか掲げ

たほうが分かりやすいのではないかと。現在では44ページで家庭での1人当たりエネルギー消費量を例えば44.1%削減するというようなことは、これは分かりやすいとは思いますが、電気なのかガスなのか、どうやったらエネルギー消費量になるのかは、まだちょっと区民の方には難し過ぎると思います、例えば電気もガスもそれぞれこのぐらいのつもりというようなことでやることはできるかと思えますね。

いずれにしろ、こういうものはもっとほかにもあるのではないかと。例えば、分かりませんが、公共交通機関に振り替える回数だとか、そういうものをもっと考えたらという御意見だと思います。計画論的には非常に重要な、よい御意見だったと思います。

○副会長 40ページの実質ゼロというところの書き方をもう一步踏み込んではいかがかなという気がしました。要するに実質ゼロということは、排出量を抑えるだけではなくて、吸収するというところが実質という意味だと思います。そういった書き方をされているのですが、この40ページで、みどり33の話が書かれています、例えばこの具体的な数値を概算でもよいから記載しておいたらいかがかなという気がしました。

例えば、以前の資料で、区で地球温暖化対策地域推進計画という冊子をつくられていたと思うのですが、その中に、みどりによるCO₂吸収効果についてという、これもコラムのような形で入っていて、区の緑被面積からCO₂吸収量を推計していました。これを見ていくと世田谷区内の緑被率で年間約1万1000トンのCO₂吸収効果を持っているというようなことが記載されていました。

こういうことからいくと、これも私の理解が間違っていなければですが、恐らく例えば45ページのコラムにあるSTEP3の住宅設備の対策によって、1世帯当たり約1トンのCO₂吸収効果があるということからすれば、約1万世帯ぐらいの家でこういう対策がなされたと同じぐらいの吸収効果があると理解してよいのかどうか、分からないのですが、そういう効果を生んでくるということになるかと思えます。

やはり世田谷区のみどり33、頑張っているにもかかわらず、それがなかなか苦しい状況にある中で、そういうところに貢献しているのだということをも具体的に示していくことができるのではないかなと。

もっと言うと、みどりの基本計画の中では、たしか、ひとつぼみどりのススメというのを挙げていたかと思えます。1坪というのも厳しいかとは思いますが、それによって各世帯でちょっとでもみどりを入れていくことによって、区内で大体どのぐらいの緑被が確保できるのか、そういうことが出てくれば、個人でも、各世帯でも取り組めるみどりの対策

が具体的に見えてくるのではないかという気もしましたので、その辺を少し書き込んではいかがかなという気がしました。

○会長 恐らく今の御意見からしますと、3章に行く前でも、ちょっと吸収量の説明などをしておかないといけないかなと思います。排出量比で言うと0.3%ぐらいですかね、1%には行かないということかだと思います。でも、とてもよい意見です。

それを増やすこともできますし、それから区民目線言えば取り組みやすい、また、恐らくその緑被が増えることで冷房需要も減ったりとか、そういう副次効果もあって、吸収量だけではなくて、排出量を減らす効果がある、都市環境をよくするという効果があるということも言えるかもしれませんね。そういうことも取り上げていただければ大変ありがたいと思います。

ほかにございますか。時間が限られているので、38ページの定性的な文章については御意見ございますか。私、ちょっと言わせていただきますと、脱炭素につながるまちという表現について、「つなげる」なら分かるけれども、「つながる」のはどうなのかなとか、それにしても、この辺はどうなのでしょう。前に御意見があって、既に1回変えている文章だと思います。前は何かちょっと田舎のスローガンみたいではないかということだったので、ちょっと都会的には変わっていますね。

特によろしいですか、このぐらいだったら世田谷らしいですか。

○副会長 今回の脱炭素につながるまちというところの表現については、少し堅いかなという感じがしないでもないです。

○会長 脱炭素を実現するまちとか、脱炭素になるまちとか、どんな感じですか。

○副会長 脱炭素という言葉を使いたいかどうかにもよると思うのですが……。

○会長 脱炭素がということですね。

○副会長 CO₂を減らすまちとか。

○会長 ああ、減らすでは許さないから脱炭素だったもので、炭素に頼らないまちですか。ちょっと脱炭素は堅いというのは堅いかもしれませんね。では、その漢語の部分については少し考えていただくけれども、ストラクチャーとしてはこういうことでよろしいということでしょうかね。

では、その目標のところは大体終わりにして、取組のほうに行きたいと思うのですが、その前に、私、副会長の御発言で思い出してしまったのですが、度々申し上げてはいるのですが、川場村さんとか、川場村だけでなくもよいと思うのですが、提携されているほ

かのまちから再生可能エネルギーを買ってくるなり、ほかのまちの吸収量を増やすなりということで世田谷区の責任を果たしていくという必要があると思うのですね。世田谷区内だけで本当に脱炭素がどこまでできるかという、難しいところもあると思います。

つまり、例えば再生可能エネルギーを買ってくるわけですが、それをつくる方がいらっしやるわけで、そういうことを考えますと、やはりそういった地域外での努力を買ってくるということになるわけで、そこに対する何か御配慮、文章上何も出てきていないと思うのです。今すぐそういうことではないと思うのですが、そういった地域外の削減量とか地域外の努力をいただくことを踏まえて目標が達成できるのだと思うので、その辺を何か書いた上で、他地域と協力するというようなことも理念としてはありますし、場合によっては計画のK P Iにもなってくるのではないかと思いますので、一言だけ、特に御意見がなかったので発言をさせていただきます。

それでは、主な取組ということで、一応事務局のほうからM a a Sの話と気候市民会議の話と脱炭素先行地域の話とエコディストリクトですね、これはいろいろな言い方がありますが、そういう御提案がございます。この取組について何か御意見はありますか。

もっと先走って言いますと、コラムに書いておけばそれでよいというものでもないような気がするのですね。例えば脱炭素先行地域にどう取り組んだらよいのかというようなことも、もし御見識があれば言っていただきたいですし、M a a Sとこれを掛け算すれば、では、例えばですが、固有名詞を挙げて申し訳ないですが、〇〇電鉄の〇〇線を水素の燃料電池車で走らせるなどということになると、とても面白いことになりますし、あるいはオンデマンドバスのようなものを、電池自動車が走っていて、やるなどということになると、いいねとかいう話になりますし、そんなことを区全体ではすぐにはできないので、エコディストリクトでそれを実現する、新規開発が予定されているところでは、そういった自動運転の電気自動車が走っていることにしようとか、そのようなことは、やはり具体的に大事なので、コラムにこういうものがあるよと書いてあっても、残念ながら計画にはならないと個人的には思うので、何かその辺で踏み込んだ御意見はないですか。

実は〇〇先生は御提案されているけれども、今日は御欠席なので、成り代わってどなたか御意見をいただけるとありがたいなと思います、どうぞ。

顔を伏せていると当てたくなるのが大学の先生なんです、すみません、では、いつも模範解答してくださる〇〇先生から、どうですか。

〇委員 どうですかね、ちょっとまだコメントができていないので、少しお時間いただけ

ればと思います。

○会長 特に先生の御専門から言えば、気候市民会議などを本当に、どこかでこういう立派なものがあるということは分かるのですが、東京なり世田谷なり、そういう大都会でやるにはどうしたらよいかなどというところは、ちょっとぜひぜひ聞いてみたいところですが、しばらく考えていてください。

○委員 少し考えます、ありがとうございます。

○委員 沈黙の時間がもったいないので、実は多分、今日の〇〇の夜10時からの〇〇に津南町と世田谷区の小水力発電の連携の点の取材があると思うのですが、こういうものは環境審議会の場では広報していただいたほうがよいのではないですか。今日の夜10時からではないかな。誰も御存じないですか、津南町の。

○環境・エネルギー施策推進課長 〇〇委員、ありがとうございます。本日取材を受ける予定となっております。一応放送の予定とは聞いているのですが、そういったところはございます。

○委員 世田谷区がせっかくこのようにいろいろな取組をして広報しているということ、皆さん聞いているのであれば、この環境審議会の中で伝えることがよいのではないかと思います……。

○環境・エネルギー施策推進課長 そうですね、こちらのほうで御案内できるかどうかは、内部でも確認した上で、したいと思います。すみません、ありがとうございます。

○会長 今の話は、恐らく、この体系図の中で言ったら、先ほど私も提起させていただいた問題ですが、ほかの、要するに世田谷区地域外の方々からの再生可能エネルギーを頂戴するとか、そういう話をどこに書いてあるのでしょうか。端的に言えば、どこにでも書けると思うのですが、たくさん書いてあってもいいです。

○環境政策部長 御意見ありがとうございます。今、資料1-8の素案の64ページに、施策Ⅲ-2がございまして、様々な主体の連携による再生可能エネルギーの利用拡大ということで、①自治体間連携の推進の中に、2つ目ですか、交流自治体との連携による自然エネルギーの利用拡大ということで、かなり漠とした形で載せておりますが、先ほど〇〇委員からお話がございましたように、これまで川場村とか青森県弘前市、それから長野県の水力発電、十日町市、それから昨年度、新潟県の津南町と連携協定を結んでおりまして、長野県とは連携協定は結んでおりませんが、その自治体の自然エネルギーを区民や区の公共施設に供給させていただくという取組を進めてきております。

今後こういった再エネ電力をさらに導入していくという流れも拡大していく必要があるのかと思います。確かに今、取組がかなり漠とした形ですので、ここをもうちょっと踏み込んで書くことを検討したいと思います。

○会長 ほかに御意見ございましょうか。あと5分ぐらいはこちらでぜひ使っていきたいと思いますので、答えまで行かなくても注文だけでも……。

○副会長 例えば気候市民会議、36ページですが、下のほうが空いているからというわけではないのですが、もう少し例えばヨーロッパでの取組とか、札幌、川崎といったところでの取組の具体的な話を記載しておくとか、それから、もう一個こういうところで大事なことの一つは、いわゆる気候変動といったところに関心がない人でも、無作為抽出というやり方が本当によいかどうかもさておき、逆に言うと、それによっていろいろな価値観の方が集まってきて、いろいろな発想が出てくるところはあるのかもしれないのですが、もしそれで行くのであれば、やり方を相当うまく工夫しないとということはある一方で、その中で、やはりテーマとか取組の具体とかいう話が、何か、いわゆる気候とかいうところだけにとらわれない、もう少しいろいろな多様な価値観とか、興味とかテーマが入ってくるような進め方がされるといいなと。そこら辺に世田谷区独自の面白い取組になってくるといいのかなという気がしました。

というのは、例えば、気候とは直接関係ない話ですが、東日本大震災のときに、津波の被害を受けた塩害地をどう再生していくかというときに、いわゆる農という範疇だけで考えないで、アパレルとかファッションと連携していったという話の一つあって、塩害地では綿花が栽培できるということで、コットンプロジェクトというものをつくって、その綿花によってジーンズをつくってというような展開をしていっているのですね。

ですから、農だから農というだけではなくて、農がファッションとつながっていくというように、気候とか環境も、ちょっと別の分野とかとうまく連携していくようなことをやっていくと、関心がより一層高まっていくのではないかという気がしました。

○会長 では、〇〇さん、そろそろ煮詰まりましたでしょうか。

○委員 今の〇〇先生の御指摘、本当にごもつともかなと思っています。

今ちょっと私もいろいろ気候変動教育に関して調べている中で、ずっと聞きながら自分の資料を探していた状況ですが、今まで世界的にも様々な気候変動教育の取組が行われている中で、そのレビューをした論文が発表されています。

そういう状況の中で、どうしても気候変動を自分事として捉えることがすごく難しいと

言われている中で、どのように学習者の参加を促すようなアクティビティをやっていくのかとか、科学者の交流に基づく科学的なコミュニケーションというものをやっていかないと、どうしても数値ありき、データありきのロジックになっていってしまうと。

つまり、対話とかの話とデータというものを突き合わせた中でのディスカッションが必要になってくるのかなと。まさに気候市民会議というようなものがそこと該当するかなと思うのですが、あえてここをそのサイエンティフィックな文脈だけではなくて、対話の場づくりをしていくとか、気候変動に関する誤解があるのだろうというようなことが、よくレポートの中でも出てきました。

この気候変動というものを捉えるに当たっての、様々な理解を深めるためのプログラムもすごく重要であるということ、そして学校や地域における様々な体験のプログラムと連動していかないと、なかなか自分事ができないだろうということもレポートで出てきている状況がございます。

一概として、ある程度の幅広いプログラムは展開していかなければいけないということはあると思うのですが、やはり特に科学とか、あとは政策立案者との対話の場づくり、そして他者の異なる視点と向き合った中で、この気候変動の取組を充実していかないと、どうしても「これは専門家だけがやることなのでしょう」ということになっていってしまうのかなと思います。

少し過去の情報、そして世界的な動向を踏まえた上で報告させていただきました。

○会長 ○○専門委員からも、手が挙がっていますので、お願いします。

○委員 先ほどの○○会長のお話と○○先生のお話、そして○○先生の話ともつながるのですが、この計画ができた後にどうやって物事が動いていくようにするかと考えると、既存の様々な取組、例えば川場村の話もございますし、あるいは、まちづくりでいろいろな活動をされている方が世田谷にはたくさんいらっしゃるの、そういう人がすでにやっていることが脱炭素にもつながっているということを意識してもらえば、広がりができるのだろうなと思います。

逆に言うと、今ここに書いてあることと、既存のいろいろな取組、世田谷区がやっておられるものあるいは町内会とかがやっておられるものとの「ひもづけ」をうまくやるような仕組みを考えていただくとよいのかなと思います。

○会長 私も皆さんの御意見を聞いていて同感で、冒頭申し上げたように、コラムに書いておけばよいというものではないので、やるとすると、やはりこの施策の体系の中のどこ

に位置づけていくのか、それがどういう役割を果たすのかということと、意味は同じですが、それを考えていただくこと。

もう一つは、その中身として、やはり自分事になるということですね。よく分かる、対話型の、自分事になるような仕組みにしないと駄目だねということをお〇〇副会長も〇〇さんも〇〇さんもおっしゃったのだと理解いたしました。ぜひその点、うまく組み込めば、長い伝統のある世田谷区ですので、世田谷区らしい推進計画になるのかなと思いました。

そろそろ時間ですが、言い残された方はありますか。恒例ですが、後でメールでいただければ、もちろんよいのですが、おしゃべりになったことが議事録に残りますので、字では駄目ですので、すみません。

〇副会長 先ほど会長がおっしゃった川場との連携みたいなものも、場合によってはこの気候市民会議の中で少し検討していくこともあるかもしれないという気がしました。

〇会長 ぜひぜひ、私もそう思っております。すごくこういう計画づくりをずっとやってきた立場からすると、例えば世田谷区と川場村の連名の計画などができて、トータルの排出量とトータルの吸収量があって、それを減らしていくというような計画をつくったら、日本では初めてなので、もうめちゃくちゃすごいということになるわけですが、ずっとそう言っているのですが、誰もそうだ、そうだと言ってくれないので、きっとまだ無理なのだろうと思います。

ただ、それが将来そういうことになると思うのですね。今、正直に言いますと、どんな工場、特に大企業は、どうやって再生可能エネルギーを供給してくださる人を囲い込むかということで、早い者勝ちですので、みんな一生懸命やっています。それなのに、世田谷区は川場村を持っていても、そんなことを何にもしないで、すごく残念だなと個人的には思うのですが、それは時期尚早ということだと思います。そういうことに道が開かれていくような仕組みも考えていただければありがたいですね。

〇委員 先ほどの川崎とか北海道の事例という話がありましたが、今チャットのほうにも秋田の主権者教育との関係性の中での事例はすばらしいので、少しその事例についても多様性を持って御提示いただければと思います。

〇会長 コラムの場所もまだ大分広く空いていますので、中身をつけていただければと思います。

では、ちょっと時間なので、今回の推進計画についての議論については一旦お開きということで、言い残したことがございましたら、せつかくの機会、審議会として議論できる

のは、あともう一回ですものね。ですので、ぜひメールでいただければと思います。

それでは次のテーマ、すごく重要なことですが、これからどういう環境負荷の少ない建築物あるいは開発計画を担保していくかの、これまた世田谷区の長い歴史のある制度について今後どうするかというテーマがございます。

では、一旦事務局、お願いいたします。

○環境政策部長 本日は、環境配慮制度における評価算定書の改定について、世田谷区長より環境審議会へ諮問がございます。本日、区長が公務により不在のため、副区长より読み上げさせていただきます。なお、諮問文は皆様のお手元の審議資料2を1枚おめくりいただきますと、そちらにございます。よろしければ併せて御覧ください。それでは副区长、よろしくをお願いいたします。

〔諮問文朗読〕

○会長 新しく参加されている方々もいらっしゃいますので、改定する前の現行の制度がどうなっているかの練習問題というの兼ねて、後で報告事項で1個だけ、世田谷区立の瀬田小学校の改築工事をこの制度に関わらしめたケースについての報告がありますので、ちょっと議事次第とは違う進行をお願いすることになるかもしれませんが、まず練習問題として、現在はどのように評価しているかというお話を、この瀬田小学校、お手元の報告資料1を参照しながら、ちょっとまず見ていただけますでしょうか。そして、その後で、これをどう変えようと思っているのかという議論をしたほうがちょっとよいかなど。今後どうすべきかを先に議論した後で今の制度を見ても腹が立つだけになってしまうといけないので、まず現行の制度を見ていただけたらと思います。

事務局、どうでしょう、構いませんか。では、すみません、皆さん、ちょっとまずは報告事項のほうを先に聞いてください。

○環境・エネルギー施策推進課長 それでは報告資料1の開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について御説明いたします。

現行の評価制度に基づいて評価しております世田谷区立瀬田小学校改築工事でございます。こちら環境配慮制度においては、床面積の3000平方メートル以上または延べ床面積5000平方メートル以上の場合に、建築物等の建設に係る届出対象となっております。評価算定書を提出いただくことになっております。

世田谷区立瀬田小学校は、敷地面積、延べ床面積において基準値を超えるため届出対象となっております。今回御報告いたします。

報告資料1の1枚目をおめくりいただいて、環境配慮制度における環境計画の報告のA4判横のページを御覧ください。

瀬田小学校は、世田谷区の公共施設等総合管理計画、平成29年3月のものですが、その棟別改築を基本的な考え方として、一部の既存校舎を改修し活用することで総事業費のコスト削減を図る方針で計画が進められておりました。

従来と計画の比較については、従前の延べ床面積6228平米に対して、計画校舎の延べ床面積は8971平米、うち既存校舎改修部分が934平米という計画になっております。床面積的には1.4倍となっております。

緑化率ですが、従前の7.52%から計画の22.6%に上がっております。

また、年間一次エネルギー消費量ですが、こちらは従前の年間7226GJで、平米換算では年間1160MJとなっております。計画では年間6299GJ、平米換算では年間702MJと削減される計画となっております。

表の右側に移ります。＜自然エネルギーの有効利用・省エネ対策＞にございますが、太陽光パネルを30kWということで設置し、また、給湯器、空調機などの設備機器については高効率型のものを採用する計画となっております。またBEI値は、既存校舎を含む建物全体としては0.85です。なお、既存校舎を含まない場合のBEI値は0.81となりまして、新築部分のみのほうが一次エネルギー消費量の削減率は高い数値となっております。

＜みどりに係る環境の確保＞ですが、緑化率、高木の配置は、世田谷区の基準を上回ることでございまして、そこを記載しております。

次の＜災害の防止＞ですが、防火水槽・防火倉庫・災害トイレの設置、小学校で校庭がありますので、災害時に避難できる空地100平米以上を確保できているということで記載しております。

環境配慮幹事会での主な意見ですが、緑化に関する事項がこちら4点ほど挙げられておりますが、主な意見として挙がっております。

次に星の数でしております評価ですが、自然エネルギーの有効利用、省エネルギー対策、みどりの保全・創出、災害対策いずれも星3つという結果になっております。

次のページにパースがありますが、建物が左と右に2つありますが、左側の2階建ての小さい方の建物が既存校舎で、特別教室棟として使われているものでございます。この部分を改修し活用する計画で、これ以外の右側の大きなものは解体し、新たに新築する計画になっております。

次からの資料6ページが環境計画図で、次の7ページが緑化計画図となっております。

その次、8ページから12ページが評価算定書の中身となっております。これが今使われている星をつけるための算定書となっております。御説明は以上になります。

○会長 すみません、それで、これはとても高い星がついていますが、その辺の評価はこれでよいと思うのですが、例えばこの事例を見ても、やはり制度は変えなければいけないと思われているのか、何かございますでしょうか。

申し上げているのは、この事例を見て、やはりかなり優秀な取組、区が御自身でやることですから、当然優秀な取組であると思うのですが、この事例を見ても、やはり現行の制度では、例えば点が甘くなって、もっと厳しいことを求めるべきだと思われたとか、何かそういうことはございますか。

○環境・エネルギー施策推進課長 そうですね、区の評価としては、なるべく事業者の環境配慮を積極的に評価したいというふうには考えております。この件は設備なども非常に整っていて、また公共施設ということもあって、評価がすごく高く出ておりますが、こういった事例は民間ではなかなか難しいものですので、ちょっとこの事例を基準にしてしまうと、かなり厳しいかなと思っております。

今回の改定については、後ほど説明しますが、改定のポイントなどもありますので、ちょっとそちらで議論いただければと思います。この事例をもって、ここを厳しくしたほうがというところは、ちょっと今お話としては、視点が違ってしまいかないかと思っておりますので、会長、すみません、私からははっきりとは申し上げられないのですが、以上です。

○会長 そうですね、悪い事例を見たほうがいろいろよいかもしれないですね。

この事例ですが、これはこの審議会で報告を受けて、報告事項は聞きおけばよいというわけではございませんで、例えば後でちょっとこの環境配慮制度そのものの説明を本当はいただいたほうがよいと思いますが、これではけしからんと思った場合ときは、区長さんは環境配慮を事業者に要請することができることになっていまして、ただその要請をしようと思うときには審議会の御意見を聞くことになっていまして、本当にこれはよくない開発だということであれば、審議会の意見を言わないといけない、こういうところで個別の話についても意見を言える仕組みになっています。

それからもう一つは、今日の諮問事項にありましたように、どういう取組を求めることがよいのか自身についても審議会が意見を言っているわけでありまして、その経路でも、こういった事例を見ながら、この事例はともかくとして、全体としてこの制度の中でどう

いうことを開発事業者さんに要請をしていくべきかというところも、この審議会で決めることができるという2通りの役割がありますので、報告事項と書いてありますが、聞きおけばよいというものではございません。

では、本件に特に御意見、御質問はありますか、よろしいですか、瀬田小学校で区がやるのだから、もっとやるべきだとかいう意見も、それは当然あってよいわけですが、どうぞございましょうか、構いませんか。

では、個別この事例については、このように適用されるのだということが分かったということで、これをどう変えたいと言うのか、この諮問がございましたので、変える案、素案をつくったということですから、その素案を御説明いただけますか。

○環境・エネルギー施策推進課長 それでは審議資料2-1に戻って、評価算定書の改定内容について、審議資料2-1から3までに基づいて御説明いたします。

まず審議資料2-1の改定のポイントと内容でございます。

1の主旨は御覧のとおりです。

2、改定のポイントは3点ございます。1点目が都の制度の項目に即したこと、2点目が区分1と区分2を統合させたこと、それから3点目が時代に合わせて見直したという3点でございます。

3の改定の内容は御覧のとおりで、4、今後のスケジュールですが、本日御審議いただいた後、11月に2度目の審議で、12月に答申の予定としてございます。

次に、おめくりいただいて審議資料2-1の補足でございます。世田谷区と東京都の評価制度の比較になります。

先ほどのポイントの1点目について、大きく3つの考え方に基づいて補足説明とさせていただきます。

まず1点目が、都の評価項目の活用、都の基準の上乗せ、それからきめ細やかな評価基準を設けることが1点目の考え方となっております。

2点目が、都の評価項目の活用によって、事業者にとって分かりやすく、負担軽減を図ったということが2点目に挙げられます。

3点目が、都の評価を踏まえた上でですが、区独自に評価すべきもの、新たな評価項目及び基準を設けることとしております。

こういった3点を踏まえて、次の補足の1ページ目から13ページ目までが、区と都の比較としてお示ししたものです。左に区、右に都の制度をまず1ページ目でお示ししており

ます。1 ページは事業の概要になります。対象となる事業について、区では敷地面積3000平方メートル以上または高さが60メートル以上または延べ床面積5000平方メートル以上の建築物等の建設としておりまして、届出後の環境配慮幹事会での検討・協議終了後に建築確認申請を行うことが可能となります。

一方、都では延べ床面積が2000平米以上の建築物で、建築確認申請の日までに提出するとしております。

評価については1 ページ下でございますが、区では区分ごとの点数によって星の数で、星3つまでで評価しております。

都では、区分ごとに段階を3つ設定しておりまして、都も区もどちらもホームページで公開しているものでございます。

おめくりいただきまして2 ページ以降ですが、ページ左側に区の評価算定書の項目をお示しし、右側には都の項目を並べて比較しております。その比較した結果を二重枠線の囲いで結果としてまとめております。

まず2 ページ目ですが、区ではこのたび、区分1のエネルギー使用の合理化①として創エネルギーをまとめております。再生可能エネルギー、太陽光利用については、区のほうが都よりも高いハードルで評価し、それ以外でも利用率30%以上について、都では最も高い段階3の評価としているものを、区では区分の中の1点の加算とする評価としております。都よりもより厳しいと言えるかと思えます。

次に3 ページ目から6 ページ目までは、区で区分1のエネルギー使用の合理化②（共同住宅）として省エネルギーをまとめております。全体として都と同様の評価もありますが、特にU A 値やB E I 値については、都より基準を厳しく設定しております。

続いて7 ページ目、区分1のエネルギー使用の合理化②の（共同住宅以外）ですが、（共同住宅）との違いは、大きく表の2 段目にある建築物外皮の熱負荷抑制になります。（共同住宅以外）では、改定前もペリメータゾーンを使用しておりまして、本改定案ではその年間熱負荷係数（P A L *）の低減率によって都と同様に評価するとしております。

この2 ページから7 ページまでですが、本改定案では、従来の区分1と2を統合し、区分1、エネルギー使用の合理化①、②としております。創エネルギーと省エネルギーの点数をそれぞれ小計として見える化しつつ、星としては合算で評価することとして、星3つになるには、いずれも小計が2点以上の場合として、どちらかに偏りがないように設定をしております。

次に8ページから10ページまでが区分2、みどりの保全・創出になります。区では、世田谷区みどりの基本条例や世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例がございまして、区独自の基準として、都より厳しかったり、きめ細やかな規定を使って設定しております。

次に11ページから13ページ、区分3、資源の適正利用を新設しております。こちらは都の評価制度を参考とし、躯体材料におけるリサイクル材の利用については、区独自の視点を入れながら、そのほかは区として評価すべきとした項目、長寿命化と持続可能な水の利用（仮）ですが、こちらは都と同様の評価としております。

都との比較は以上ですが、次の審議資料2-2、新旧対照表になります。こちらの5、6ページをお開きいただければと思います。5、6ページにある区分4、災害対策については、こちらの災害対策という表自体、都の評価制度にはないものですが、環境配慮の取組は、先ほどちょっとお話にあったように災害対策にもつながるということで、区としてもそういった取組、対策は積極的に評価すべきと考えていることから、区独自の評価としてそのまま残しております。

また、新旧対照表の6、7ページをお開きいただきまして、こちらは区分の表記に合わせて加除訂正をしております。また、7ページ目の例：区分2のみどりの保全・創出においては、認証制度を3つ例記しておりまして、配点5点としております。

続いて審議資料2-3は改定後の評価算定書を（改定素案）としてまとめたものでございます。

参考資料2-1から4までは、参考に御確認ください。また、参考資料2-4が東京都の環境確保条例の改正について（中間まとめ）の抜粋でございます。都では5月25日から6月24日まで（中間まとめ）のパブリックコメントを実施して、現在、評価については見直しイメージが示されたところです。今後、イメージに合わせて評定書を改正することが考えられますので、都の動向を注視し、機会を捉え、区の制度の見直しの検討は、それとも併せて必要であると考えております。

ですが、今現在では都の改正スケジュールが示されておられませんので、まずは現状において区制度の大幅な改正の検討と素案作成に着手して、皆様から御審議いただきながら、区としてまとめてまいりたいと考えております。御説明は以上となります。

○会長 それでは15分ぐらいと言っても、ほかにももう一つ報告事項がありますので、全部使ってよいのかどうか分かりませんが、御審議賜りたいと思います。

なお、これは次回にも審議ができますので、言い残したことがあればということですが、骨の太いことはぜひ今回御指摘いただければと思います。

御専門の方で言いますと、〇〇さんはエネルギー関係ですが、何か御意見ございますでしょうか。

○委員 厳しめに持っていくということであれば、特段、はい。ただ、その厳しめなりの理由と申しますか、東京都より全て厳しく持っていく理由というのがベースとして何かあるのでしょうか。

○会長 では、なぜ東京都よりも厳しいところを狙うのか、補足の御説明をお願いします。

○環境・エネルギー施策推進課長 やはり区としては、都の基準はありつつも、それをさらに上回る目標も置いていきたいというところがありますので、これが二酸化炭素の排出量の削減にもつながるものでもありますので、今回の計画の改定に合わせて、ちょっとこういったところも改定しつつ、区、事業者、区民とともに取り組んでいきたいということから、ちょっと都よりは厳しいものを設定しているというところでございます。ありがとうございます。

○会長 ちょっと補足しますと、2つあるかと思うのです。1つは今おっしゃったように、東京都に比べて住宅都市でもありますし、工場などと違って長寿命のそういう建物、マンションみたいなものが安い環境対策で造られていくと、2030年、2050年、特に2050年などで大変困ったことになるという強い御認識があって、業務部門というか、あるいは集合住宅について、もう少し厳しくしたいということがあるのだろうと思うんです。

もう一つとても重要だと思うのは、これは〇〇専門委員などのお話を聞きたいのですが、東京都の環境確保条例は、どちらかというとな罰則的なのというか、最終的に守ってもらわないと困るよというきつい条例だと思うのですが、世田谷区のこの条例に基づく環境配慮制度は、上に伸ばしていこうという感じなんですね。よいものを奨励するということなので、よいものに対する感度が高いと言うこともできるかなと思うのです。恐らく条例の法制度の構成上、これはもう全く単にお願いベース、奨励をしているだけのものなので、そういう意味で高いことをお願いするというものになっているのだと思います。

東京都は確保してもらわないと困る、最終的に排出量取引とかいろいろな制度に引っかかってくるという仕組みなので、担保も罰則みたいなどころまで行けるところがあります。この建築だけについて言うと名前の公表ということになるのでしょうかけれども、条例

全体の構成は、かなりそういうところにあるということは大きな違いかなと個人的には思うのですが、何か〇〇さん、補足はございますでしょうか。

○委員 特にございません、まさにおっしゃるとおりだと思います。奨励されるということであれば、やはりミニマムよりは、より高い目標をお願いするということは正しいと思います。

○会長 もう一つは、東京都自身もこれを強化しようと思っているので、事業者さんの立場からすると、世田谷区はこれでいいと言っているのに、東京都からもっと厳しいことを言われてしまったということもちょっと切ない話なので、大体同じぐらいか、実は制度的には世田谷区が先に行きますので、世田谷区のほうで厳しいことを言ってもらって、その世田谷区の言うことを渋々聞くと、東京都では褒められるという流れのほうがよくて、この順番が逆になっていると、ちょっとまたいろいろ言い方が違うのかなと、つまり世田谷区が緩く出て、東京都へ行ったら厳しく言われると、後に煮詰まった段階で怒られるという、すごく嫌な感じになるので、これもそういう時間的な分担関係もあるかなと思ってはおります。

ほかに何か御意見ありますか。これを一遍に急に見せられても、かなり難しいかと思うのですが……。

○委員 ちょっと技術的なところですが、審議資料2-2の新たに追加した項目、黄色いマーカーでバイオマス設備等の導入とあるのですが、建物のバイオマスというのはどんなイメージですかね。普通だったら木質バイオマスボイラーとか、下水処理の汚泥からのガスを使うとかはあると思うのですが、この建物でバイオマス設備というのはどんなイメージなんでしょうか。

○環境・エネルギー施策推進課長 すみません、私もあまり詳しくは知らないのですが、勉強してきちんと御回答したいと思うのですが、バイオマス設備はいろいろあると思うのですが、たしか生ごみを利用する設備などもあったかと思いますので、今、〇〇委員おっしゃられた木質のバイオマスというのが頭には一番思い浮かぶものではあります。そのあたりはもう一度研究して、次回の審議会などで御報告させていただければと思います。

○会長 一番ぱっと思いつくのはチップボイラーでしょうけれども、ほかにもあるかもしれません。

ほかにございますでしょうか。もう一回議論ができるのですが、できましたら早めに、メールでも結構ですから、お気づきの点がありましたらお願いしたいと思います。

特にこれは建築関係の方はいろいろ相場観があると思いますので、これではやり過ぎだとか、厳し過ぎだとかいうことはあると思いますので、見ていただけたらと思います。技術はどんどん日進月歩ですので、逆に、せっかくよいことを奨励しようと思っても、大したことのないことを奨励してしまうと残念なことになってしまいますので、見ていただければと思います。

では、最後の報告事項に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、みどりの関係です。

○みどり政策課長 みどり政策課長の〇〇と申します。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。報告資料2で令和3年度世田谷区みどりの資源調査結果の概要についてを御説明します。

まず、1の主旨です。区では、世田谷区みどりの基本条例等に基づき、5年ごとに区内のみどりや生物に関する実態を把握するため、みどりの資源調査及び生物の資源調査を実施しておりまして、このたび令和3年度に実施した結果がまとまりましたので報告するものでございます。

2の調査項目及び手法です。みどりの資源調査については区内全域の緑被状況などについて航空写真による判読や現地調査を実施しております。生物の資源調査については、区内5地区において現地調査を実施したものでございます。

調査結果の概要です。おめくりいただき、右上に別添資料とある資料を御覧ください。

まず、みどりの資源調査の結果です。令和3年度のみどり率については24.38%という結果で、前回、5年前の調査より0.8ポイント減少となっております。平成23年度からの推移を見ると、ほぼ横ばいとなっております。

それでは1枚おめくりいただいて、別添資料の2ページ目を御覧ください。緑被の主な減少要因について御説明します。緑被面積が57.90ヘクタール減少しております。その要因について3点御説明します。

1点目が、敷地規模の大きい施設整備による樹木、草地の減少です。資料では、JRA馬事公苑の平成28年度と令和3年度の緑被状況を示しておりますが、御覧のとおりオリンピック開催に伴う施設整備のため、緑地が大きく減少しております。

そのほか、住宅団地、第一生命グラウンドなど大規模施設における施設整備に伴う樹木地や草地の減少が挙げられております。

続いて、敷地の細分化による樹木の減少です。この間、比較的小規模の戸建て住宅が増

加しております。敷地の細分化が進んでいる状況の中、小規模な敷地においては緑化の余地があまりないことから、敷地の細分化による小規模敷地の増加が、図の例のように緑被面積の減少の要因となっております。

最後の点は、宅地化による農地の減少となっております。

それでは、次の別添資料3ページを御覧ください。土地利用別の緑被面積です。土地利用別で見ますと、集合住宅の土地利用については、緑被面積は増加しております。一方で、道路、公園・運動場、専用独立住宅などにおいては減少となっております。

それから(4)5地域のみどりの状況です。地域別でみどりの状況を見ますと、砧地域が最もみどり率が高く、北沢地域が最も低い状況になってございます。前回調査と比較しますと、世田谷地域と北沢地域では、みどり率は増加となっております。その他の地域では減少になっておりまして、最も減少したのは玉川地域という結果になってございます。

おめくりいただき、別添資料4ページを御覧ください。生物資源調査の結果です。調査を実施した世田谷区内5地区で、植物824種、昆虫類530種、底生動物79種、鳥類38種を確認しており、前回調査とほぼ同じぐらいが確認できたという評価になってございます。

報告は以上でございます。ありがとうございました。

○会長 報告事項とは言いますが、当然、審議会の関心事項なので報告いただいているのですが、何か御質問とか御意見はございますか。

もし差し支えなければ、区民にも大変身近な問題ですので、○○委員とか○○委員とか、○○委員も、こういう自分の地元で減っていたりとか、いろいろ感じるところがあると思うのですが、御感想はありますでしょうか。

○委員 そうですね、みどりが減っているということは、この馬事公苑の写真を見てもすごく感じるのですが、馬事公苑はこれからまだ植栽とかはあるんですかね、前とは全然違ってしまいますしね。うちのほうでも畑、農地だったところが大分建て売りにどんどん変わっていて、ああいうものはあまり規制できないですよ。そんなことがすごく感じられるところでございます。どうしたらいいんですかね。

○会長 馬事公苑は公共施設ですから、そういうところで減るとつらいと思うのですが、○○課長、何かございますでしょうか。

○みどり政策課長 御意見ありがとうございます。馬事公苑については、オリンピックに伴う整備ということで、まだ現在整備中で、オリンピックも終わったところですが、一般開放に向けた整備が進んでおります。一時的な減少になってはございますが、新たに緑被

の整備なども行っておりまして、将来的には、新たに植えたみどりなどが増えてくれば、同じぐらいまで回復していくことを我々としても期待しているところでございます。

これに限らず、ちょうど今、区内で大規模な団地とか民間の大規模なグラウンドなどの開発が行われておりまして、その途中の段階で取ってしまうと、大分みどりが減ったという状況は見られるのですが、再整備が完了して、そこでまた新たに植えられたみどりが育っていくことによって、また同じようにみどりが広がっていくことを期待しているところでございます。

あと、農地については、そうですね、減少がもうずっと続いております。我々としても何とか少しでも農地を残していけるように取組を進めてまいりたいと考えております。

○会長 それでは、手が挙がっている〇〇委員と〇〇委員、順番でお願いします。

○委員 緑被面積の減少については非常に悲しいなと思ってお聞きしていました。馬事公苑はこれから復活ということですが、これは可能かどうか分からないのですが、瀬田小学校の校庭の周りは、道の部分は、みどりの部分になっているのですが、校庭の内側は、みどりはもう少し増やせないのかなと思った点がございます。

また、別件ですが、審議資料1-2の住宅・建築物の脱炭素化の推進についてで、「省エネ住宅」と「健康」ということで、私、ちょっと健康関係を推進している仕事をしているので気になったのですが、健康というところもうまく組み込んで、ここで話題になっているウォーカブルな街づくりという健康づくりに大きく関わってくることで、その辺もうまく協力し合ったり、意見を取り入れたりすると、より深い資料が区の方に提供できるのではないかなと思いました。以上です、ありがとうございます。

○会長 今の点、何か事務局からリアクションはありますか。

○環境・エネルギー施策推進課長 健康についてということに触れられたのですかね、ウォーカブルなまちづくりですね。おっしゃられるように、環境の視点から、それから街づくりの視点からというところで協力をして、ちょっといろいろな取組ができればということは、これからも考えたいところですので、委員の御意見もちょっと踏まえながら取組はしていきたいと思っております。

○みどり政策課長 校庭の芝生化のお話がちょっとあったかと思いますが、校庭の芝生化については世田谷区でも一定程度取り組んでおりますが、教育環境の中で芝生というものが適する部分と適さない部分とありまして、いろいろと取組を進めておりますので、今後やれるところはやっていきたいということで、教育委員会と連携してやっていきたいと思

っております。

○委員 芝生もすてきだと思うのですが、樹木、外のほう、もうちょっとグラウンドの周りのところに樹木があることによって、今、子どもたちが外で遊んだときに、みどりの下でちょっと憩いというか、少しでも暑いところを避けてという行動も取れないでいる状態ですし、例えば運動会を開催した際も、テントをしないと立ってもいられないみたいな状況が起きています。

昔は樹木が周りにあったので、そこまで退避してというか下がっていけば何とかなったりする点もあったのに、今はないので、その辺を含めてトータルで考えるといいのかなと思ったので追加させていただきました。

○会長 生々しい話ですので、恐らく先ほどあったケースの、報告資料1のパース図2を見ると、左側は木が一応あるけれども、ほかのところにちょっと遮蔽物がないという植栽計画についての御意見だと思います。これは、そうでないと建てさせないよと言うわけにもいかないので、こういった御意見があったことは伝えていただいて、地元の御意見だと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つはウォークアブルな街づくりということだと、そういうものに貢献しているような、例えばこのパース図を見て思うのですが、ちょうど通り抜けの道を緑道でつくっていますので、そのようなことについては、例えば特記事項の例文で、そういう外から来た人が気持ちよく歩いたりジョギングできたりするような場所があるということは特記事項で書けるとかいうことも、例文で書いておけば、それを誘導することになりますので、一つのアイデアかなと、お聞きしていて思いました。

それでは○○委員、お願いします。

○委員 みどりだけではなくて、ちょっとあと2つ感じたことがあって、まずみどりについてですが、北沢地区の住んでおまして、やはり割と敷地が分割されて、小さな家になってきたときに、この頃は家の前に、1坪まで行かないけれども、みどりが植えられているところはそれなりにあるのですが、もう一つ、つい最近気になったことが、その敷地にアパートなどが建てられて、大家さんがその場所に住んでいない場合、植栽が全部なくなるということが出てきています。

たまたまちょっと近所だったので、ここは全部高い塀にしまうと、光も風も周辺に通らないので、樹木ということは考えられないでしょうかと、そこの工事をしていた業者さんに伺ったのですが、そうすると、大家さんが違う場所に住んでいると、そういうこと

をととても嫌がるというような話を伺いました。

敷地内だけでなく周辺にも、そういういろいろな意味の環境に対してマイナスに働いてくるので、こういうものを、例えば区外に住んでいても、その土地を持っている方たちに対しても分かるようなことが、どのように考えられるのだろうかということを、ちょっとここしばらく考えていたのですが、そういう方向のことも一つ、住んでいるか、住んでいないかもあるかと思うのですが、もっと区民の方たちとか、そこに住む人、借り手の人などに対しても一緒に巻き込んでいけたらよいのではないかと一つ思いました。

それから、先ほどの瀬田小学校の審議資料でも少し感じたことですが、瀬田小学校だけでなく、この審議資料について、審議の中での評価が全部出ているのは、区の方が点数をつけて、業者の施工に対する評価だけなのかどうかちょっと気になったのです。

例えば、先ほど〇〇さんからも意見があったように、小学校なら小学校、それを使う人たち、そういう人たちが一緒に使い手、住民を巻き込んだ形で、評価まではしなくてもよいけれども、どう考えたとか、これからどのように考えられるのかということはやっていられしやるのかどうかとか、あるいはこれからそれをやれるのかどうかと。

時間はかかってしまうことかもしれませんが、そのように自分たちが一番関わっている場所、住んでいる場所の話だったら、そうではないところだったらちょっと人ごとだと思うのですが、自分たちの場所なら自分事としても考えられるのではないかと思います。

そのようなこととちょっとつながっているのですが、最初の資料1-8の45ページにあった家庭でのCO₂排出とか、そういう取組を住民にやってもらいたいというときに、何%削減というようなことを、もう少し、例えば一つ一つに、その家庭ごとで違うとか、家電ごとで違うということはあるのですが、それが10点法で考えたら、自分の家でこれを一つやったら、電気を消したら何点そこで有効になるよとか、そのようなもっと見えやすい形、例えばもっと一目で見て分かるものになっていったほうが、いろいろな意味で伝わりやすいのではないかとというようなことを、今日のお話の中では幾つか感じていました。

○会長 3点あったと思うのですが、最後の点は温暖化対策推進計画のところだと思います。私からお答えしてもしょうがないですが、そういう御意見がかねてありましたので、例えばこんなことをしたらどのくらい減るのだよということを、たしか入れていただいたページがありましたね。そういうものをもっと充実していくべきだろうと思います。お手元の資料1-8の45ページで、そのようなことが少し書いてあります。

それから2点目はお答えいただきたいと思いますが、もっと周りに住んでいる人とかユ

一ザ一の意見を聞くような制度であるべきでないかということと、点数は誰がつけているのかという御質問ですね。

それから、最後にみどりの関係で、そこに住んでいない人が大家さんで、私もすごく分かるんです。2地域居住になると、もう1地域に植えている木の水は誰がやるのだろうか、すごく思ってしまうのですが、そういう不在地主さんが管理している場所では、みどりがなくなる傾向があるので、不在地主さんではなくて、恐らく住んでいる人などに支援をして、そういうみどりを維持するような制度とか助成があったらよいのではないのという御意見だと思うのですが、これはみどり政策課長からお答えいただきたいと思います。

それでは〇〇さん、よろしく申し上げます。

○環境・エネルギー施策推進課長 それでは、今、会長がおっしゃった評価算定書の部分、周りに住んでいる方の意見を取り入れた形でやってはどうかという点と、この評価は誰がしているのかという点にお答えします。

まず、この評価制度については、近隣の住民の方に説明会を開催することとしておりまして、瀬田小の場合で言うと、最近、ちょっと新型コロナの感染症の影響で、説明会を会場で開催ということができていないのですが、こちらも、開催はしていないのですが、資料を周辺の住民の方に配付して、意見を聴取するという形でしております。そういった中で意見を反映できるところは反映していくというような形でっております。

それから2点目の、この算定書の評価については業者が記入して当課に持ってくるのですが、課の中でこれが本当にその評価に値するのかは確認して、最終的には確認をした上で点数をつけて、その点数に基づいて星をつけているということになります。

○会長 ちょっと補足しますと、この建築環境配慮制度の発想の一番の原点は、建築紛争の予防だと思えますね。周りの人の御意見を聞いて、なるべく波風が立たないようにしようということが原点なので、今、〇〇委員の御指摘の点は、実は一番大事な点で、環境配慮の具体的な点数づけなどは、後でそれに乗っかってきたということが実際の経緯であります。だから、今日の御説明は、一々現場でどういう説明をしていて、どんな意見があったかを御紹介いただくときもありますが、そこがはしょられていただけのことで、それは非常に重要な点だと理解されています。

それから2点目で、点数は誰がつけるのかですが、実はオートマチックについていて、その点数、これだったら1点あげるよと決めているのはこの審議会なので、大変申し訳ないのですが、ぜひ今回の改定案についてもお目通しいただいて、これは厳し過ぎるとか、

これは緩過ぎるとかいうことを言うせつかくの機会ですので、ぜひ〇〇委員にもチェックをお願いできたらと思っております。

もちろんここに書いていない項目、デザインのこととか、先ほど〇〇委員からあったウォークアブルな配慮があるのかとかいうようなことを加えていくということも可能なので、そういうことで少し自由に見ていただければと思います。

不在地主さんのみどり管理については、みどり政策課は何か御意見がありますか。

〇みどり政策課長 そうですね、ひとつぼみどりのPRとか緑化助成とか、様々な施策はしているところですが、おっしゃったような視点の部分について、これぞというような区からのアプローチはできていなかった部分はあるかと思えます。

今後、北沢地域などですとみどり率が下げ止まった状況ではあるのですが、どちらかというところ、もうこれ以上下がらないところまで来て、少しずつでも生み出していくということが大事になってくるかと思っておりますので、みどり33に向けては、いろいろな手を打っていく必要はあるかと思っております。今日いただいたような、ちょっと今うちのほうで手が足りていないような視点も改めて踏まえて、みどりづくりをやっていきたく思っております。すみません、御意見ありがとうございました。

〇委員 みどり政策課の皆さんにお聞きするのですが、うちのほうの祖師谷の駅前広場ができたんです。前にビルが建っていて、それがなくなって広場化したのですが、そこには昔からあったキリの木の孫芽を1本だけ植栽してあるんです。ところが先月ですか、落成式をしたときに、いや、暑い、暑い。結構な広場なんですけど、木はそれ1本しかないんです。こういうまちづくりのときに、みどり政策課は加わっていかないのかと思って。

あと、祖師谷団地のほうが、今、供給公社の団地が建て替えの話合いができていますが、祖師谷というと砧の街づくり課が関わっているのですが、その中にみどり政策課が加わって、植栽とかそういった注文を出していらっしゃるかなということなんですね。

駅前の広場については、本当にその小さな木を1本植えて、これから何年たったら大きくなって日陰ができるのかななどという話が出たのですね。なるほど桜の1本も駅のほうにちょっと植えていただければ、日陰ができてよかったのではないかということになっているのですが、街づくり課からはそういう話を聞いたことはないのでしょうか。

〇会長 2つの事例ですが、みどり政策課の現場への関わり具合の勤務評定ですので、何か御意見があればぜひ返答してください。

〇みどり政策課長 祖師ヶ谷大蔵の駅前については、駅前広場については承知しておりま

す。砧総合支所の街づくり課において、地域の方と話し合いながらああいった整備を行ってきたというところで承知はしているところです。

一方で、いろいろな意見があるということも聞いてはおりまして、例えば地域の方でみどりをやっていきたいといったようなものがあれば、街づくり課と連携しながら、みどり政策課として支援をしていきたいというようなことは話しているところではございます。

あとは、暑いということで、樹木が果たす効果のようなものもあるとは思っておりますので、あれで一定程度完成しましたが、公共施設ですから、様々な御意見がある中で、また将来的に使い方の部分とかで見直しがあれば、また地域の方と一緒に、新たな駅前広場の使い方は考えていくことになると思いますので、そういった際に、みどり政策として樹木の果たす役割のようなものを踏まえて、連携してやっていきたいと思っております。

祖師谷団地についても同様で、ケヤキの保全については事前の相談はいただいて、うちのほうから助言などもさせていただいております。さらに現在ある広場よりも広い広場をつくっていくということで公園も出来上がりますので、街づくり課と連携して、地域の方の御意見を踏まえながら、よりよいものをつくっていきたくと考えております。

○会長 地元の声を大きくすると、恐らく出番が増えるということだと思うので、そちらのほうもぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、大変私の不手際で15分ほど押ししてしまったので、これで今回の審議はおしまいにしたいと思うのですが、宿題がいろいろあります。特に建築確認の制度について言いますと、今日は説明を聞いただけで、リアクションがあまりされていないので、お願いしたいと思うんです。

例えば○○委員は環境法の専門でいらっしゃいますので、この条例の根拠の書き方とか、こんなに細かい審査書みたいなものが、規則レベルで書いてあることは項目だけですが、本当にそれで法律、ルールとしてよいのかとか、だんだん手足のほうが増えてきたときに、私は何か役人独裁みたいに思ってしまうので、法律としてこれで体裁はよいのかとか、本当は気候変動問題に対する仕組みとして位置づけられるべきなのですが、先ほどちょっとありましたが、もともと建築紛争を防ぐというような趣旨からできているところもあって、ちょっと中身と制度設計がミスマッチになっているのではないとか、何かすごく気になるところがあります。

それから、○○委員がおっしゃったように、全然新しい観点もいろいろあると思うので、これは○○委員もおっしゃっていました。ぜひ建築専門の方に見ていただきたいとは

と思いますが、それ以外にも見るべきところがあると思いますので、これについてはぜひ後で意見を出していただきたいと思います。

地球温暖化のところも、これは毎度ですが、だんだん煮詰まってきました、あと1回になっていますので、言いたいことがあったら、そろそろぜひ言っていただきたいと思っておりますので、今日は審議を終わりますが、審議会が閉じても御意見があれば遠慮なく出していただきたいと思います。

では、すみません、大分押してしまって、まだ言いたいところはたくさんあったかと思いますが、これにて閉会ということで、まずは事務局にお返ししたいと思います。

○環境計画課長 本日は皆様、いろいろな御意見、御議論いただきましてありがとうございます。最後に今後のスケジュール等をお話しさせていただきます。

本日頂戴した御意見を踏まえまして、これから区役所の内部へ持ち帰りまして報告、議論させていただいて、内容について今日のものから追記、プラスして体裁等を整えさせていただきます。また、今日お配りしております参考資料5、皆様からいただいたこれまでの御意見、例えば〇〇委員などから最初の頃に言われたお話ですが、施策を総花的に見せるのではなくて、少し重点的に整理して見せる方法もあるのではないかと思います。御意見も踏まえて、この御意見いただいたものを整理しながら、もう一度区役所の内部で計画素案という形で調整して、資料を整えた上で、区役所の内部で意思決定をとってまいります。

その後、意思決定した計画素案については、皆様にも改めてメール等にてお送りして、この9月に計画素案という形で、今度区から区議会に御報告します。参考資料6にございますように、その後9月に区民説明会、区民意見募集を行いまして、改めて区民の皆様からも、事業者の皆様も含めて御意見を伺ってまいります。その結果については、次回の11月の審議会に御報告し、また御議論いただきたいと思っております。

次回の審議会は11月8日火曜日を予定してございますので、どうぞ皆様、またよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○会長 それでは、これにて閉会といたしたいと思います。皆さん、ありがとうございます。

午後0時21分閉会